

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格算定方法に DCF 法が導入されたことの意義

2020年4月1日以後に開始する事業年度から、新たな移転価格算定方法として DCF 法の使用が認められます。

我が国のルールでは DCF 法の使用を必ずしも無形資産取引に限っていません（措置法施行令 39 条の 12 第 8 項 6 号）が、DCF 法以外の移転価格算定方法により適切に ALP を算定できる場合には DCF は用いられないとしています。

DCF 法導入以前から有形・無形の別なく幅広く移転価格課税はなされています。課税に困難が伴うと言われている無形資産取引に対しても、比較対象取引を必要としない算定方法である利益分割法や、超過収益力の配分を検証する RPSM や TNMM を活用することで独立企業間価格は算定されています。では、DCF 法は、どのような場面での活用を期待されているのでしょうか。

移転価格税制の適用に当たっての参考事例集

事例集事例 1 の図 1 では、「比較対象取引候補無、かつ、PS 法が適合しないと考えられる場合」に DCF 法の適用可能性を検討するとしています。事例 9 にて「特許権及び製造ノウハウ」（特許権等）を譲渡し支払総額が取引時に確定していたケースが示されており、割引率の検討を含む具体的な割引計算の方法は事例 24 にて例示されています。

ただし、日本においては、無形資産を用許諾する取引が一般的で、特許権等の譲渡は未だ活発に行われているとは言えませんので、事例集が示すような適用場面は限定的ではないかと思われます。

事業再編取引への適用可能性

DCF 法は、資産や事業が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを現在の価値に割り戻す方法で、コーポレートファイナンスにおける企業価値や事業価値の評価方法の一つとして一般的に用いられています。非上場企業の株価、事業譲渡対価や、のれんの評価等、市場価格を観測できない場合に効果を発揮します。事例集事例 9 の解説 5 においても事業譲渡取引に対する適用可能性に言及しており、無形資産を含む複数の資産が一体として譲渡される事業譲渡取引に対する移転価格算定方法として、DCF 法が定められたという事実の方が納税者にとって大きな変化と言えるかもしれません。

移転価格税制上の事業再編

OECD 移転価格ガイドライン第 9 章では事業再編（Restructuring）についてのべており、移転価格税制上の事業再編を国外関連者間での機能・資産・リスクの移転と捉えています。フルフレッジ販売会社からコミッションアへの転換、フルフレッジ製造会社から組立受託会社への転換、知財管理会社への無形資産に係る権利の移転、調達や販売支援などのサプライチェーンの再編などが含まれます。なお、再編には既存の取決めを終了や実質的な再交渉も含まれるとされています。

裁判において、事業再編を争った事案（アドビ事件）

国際的事業再編を扱った裁判例として、アドビ事件が知られています。

アドビ社は下表のような事業再編を行い、結果的に収益性が大きく毀損されました。



課税当局は、再編後の取引に対して、ソフトウェアの再販売取引を比較対象取引とする課税処分を行いました。裁判では、比較対象取引の妥当性について争われ、課税当局が敗訴しました。

	再編前	再編後
アドビ日本法人（アドビ社）の事業の概要	親会社から製品を仕入れ日本国内で販売を行う再販売取引を行う。またこれに伴うマーケティングや製品サポート業務を行う。	親会社に対する支援業務(役務提供)のみ行う。 ・製品の販売支援 ・マーケティング ・製品サポート 等
主な収入	再販売収入	手数料収入
納税者が採用していた収入の計上方法	日本での売上高	日本での売上高の 1.5%+役務提供に要する実費コスト
利益額	日本での売上高の 10%	日本での売上高の 1.5%

再編前のアドビ社は販売に係る様々なリスクを負担し、これらリスクを適切に管理する過程でマーケットインタンジブル（無形資産）を形成・所有してきました。アドビ社の地位を親会社に対するサービスプロバイダーとするグループ内事業再編をきっかけとし、再編前に所有していた無形資産が移転し、結果としてアドビ社の利益率が 8.5%低下しました。独立企業であれば DCF 法などの評価テクニックを用いて対価を算定し、無形資産等の移転に対する補償を求めていた可能性があります。

課税当局は、事業再編にて移転した無形資産等（再編の対価）について移転価格税制を適用せず、再編後に実施されている役務提供取引に対して、ソフトウェアの再販売取引を比較対象取引に選定し「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法」にて課税処分を行いましたⁱ。事業再編後に日本法人の機能が形式的にサービスプロバイダーになったとしても、実質的にはディストリビューターであると認定したからだと考えられます。

このような課税処分を当局が選択したのは、無形資産等の移転に関し適用可能な移転価格算定方法に限界があったためと考えられますⁱⁱ。

今後は、このような事業再編行為に対しても、DCF 法の利用することで移転価格課税が行われる可能性があります。事業再編時には、対価授受の要否や適切な補償の有り方等を検討する必要性が生じたと考えられます。

DCF 法導入とともに、「無形資産の定義」が明確にされ、「評価困難な無形資産に関する価格調整措置」が導入されました。無形資産は特許権や商標権に限ることなく、独立企業間で対価の額が支払われるべきものと幅広い定義づけが為されました。また評価困難な無形資産に対し、事前予測と事後結果に相違が生じることを前提とした法整備がなされました。これらの法整備により、改正前には困難であった、複数の有形無形の資産や機能・リスクが集合体として移転する再編行為に対して、移転価格課税を適用する用意が整ったと認識すべきです。

お見逃しなく！

クロスボーダーM&Aの実施後に、統合効果を十分に発揮させるための活動として PMI（Post Merger Integration）が行われます。PMIの一環として、商流や物流の変更、契約の変更、業務内容の変更等が行われることは一般的です。PMIによって、機能・資産・リスクに変化が生じた場合には、移転価格税制上の事業再編に係る問題が生じている可能性があります。



Grant Thornton

An instinct for growth™

ⁱ 独立企業間で行われる再編の補償方法には、再編時に一括で行う方法（Lump-sum payment）の他に、再編後の取引のアレンジメントにより、継続的に補償する方法もあります。

ⁱⁱ アドビ社が再編にあたり、適切な対価を収受していた可能性も有ります。